

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、経営環境が変化する中において、持続的な発展と成長、持続的な企業価値の最大化を目指し、株主をはじめとするすべてのステークホルダーからの信頼を得るため、経営の健全性、効率性、透明性を確保するべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則について、すべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
Pacific戦略投資1号投資事業有限責任組合	3,816,600	21.36
Pacificグロース投資事業有限責任組合	1,368,200	7.65
Pacificグロース3号投資事業有限責任組合	1,280,000	7.16
Pacificプリンシパル投資事業有限責任組合	1,250,000	6.99
株式会社アイネット	1,000,000	5.59
株式会社日本カस्टディ銀行	989,300	5.53
Pacific2号投資事業有限責任組合	868,900	4.86
湯浅 哲哉	674,000	3.77
ペイロール従業員持株会	422,036	2.36
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / UCITS CLIENTS ASSETS 常任代理人香港上海銀行東京支店	376,000	2.10

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

#### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
浅野 靖成	他の会社出身者											
馬島 薫	他の会社出身者											
田中 亨子	他の会社出身者											
青井 博之	他の会社出身者											
堀内 雅生	他の会社出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浅野 靖成			当社の大株主であるファンド運営業務を兼務しております	他の投資先においても取締役を兼務するなど、企業におけるコンサルティング業務の経験を有していることや、公認会計士の資格を有し、会計に関する高い知見を有していることから、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、一般株主と利益相反が生じることはございませんが、当社の大株主であるファンドの運営業務を兼務していること、併せて、現在の独立役員の体制が機能していることから、独立役員として選任しておりません。
馬島 薫			該当事項はございません。	人事・労務における豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの視点・知識を活かして当社の事業運営への適切な監督・助言を行えると判断し、社外取締役として選任しております。 また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
田中 亨子			該当事項はございません。	弁護士としての企業法務・知的財産権の専門分野の知識・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、社外取締役に選任しているものです。 また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

青井 博之		該当事項はございません。	法務部門や、企業コンプライアンス部門の経験から、これらに関する豊富な経験と高い知見を有しており、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しない事から、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
堀内 雅生		該当事項はございません。	株式会社USEN-NEXT HOLDINGS常勤監査役、株式会社サイバーエージェント社外取締役（監査等委員）を始めとして複数の企業において監査等委員及び監査役を兼務していることや、税理士としての資格も有しており、企業監査における豊富な経験を有していることから、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」の独立性基準及び当社の「社外役員の独立性基準」を満たしており、当社との間に特別な利害関係は存在しない事から、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

### 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

社長により監査等委員スタッフとして任命を受けた者が、監査等委員会の職務に関する補助を行っております。また、監査等委員会スタッフは、監査等委員の指示により職務を補助し、当該職務については監査等委員以外の取締役の指示はうけないこととすることで、独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保しております。併せて、補助すべき社員の任命、異動、人事評価等は、監査等委員の意見を聴取し、これを尊重することとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員による監査と内部監査は、内部監査担当部門である監査室が監査等委員会に対し、監査方針、監査計画、監査結果について、定期的に報告を行い、また、監査結果について監査等委員会からの依頼がある場合には、必要に応じて追加で監査を行います。併せて、監査等委員会と監査室は、単独又は連携して監査を実施しております。

監査等委員監査及び会計監査との関係は、会計監査や業務監査を通じお互いの連携を高めるとともに、会計監査人、監査等委員、監査室による年1回の定期に加え、不定期の三様監査を通じて、相互の監査計画の情報交換及び監査結果等について報告を行い、監査の品質向上を図っております。

監査等委員と内部統制関連の各部は、監査等委員からの要請に応じ、必要な報告を行うことで、内部統制上の問題点と改善状況を確認いたします。また、監査等委員監査により、コンプライアンス違反やリスク管理の不備等を含めた問題を発見した場合には、これらの部署に対し指摘を行い、改善させます。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

## 補足説明

2022年1月に指名・報酬諮問委員会を設置し適宜開催しております。  
本委員会は代表取締役社を委員長として、独立社外取締役2名の計3名で構成しております。  
取締役会の任意の諮問委員会として取締役の選任や代表取締役の選定、解職及び報酬額の前案等を決議し、当該内容を取締役会に答申しております。なお、監査等委員候補者の選任については、監査等委員会の同意を得ております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

## その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を独立役員に指定しております。引き続き、経営の透明性を高めるとともに、ガバナンスの強化に努めたいと考えており、今後におきましては、社外取締役を増員する等の検討を進めたいと考えております。なお、当社は、適正なガバナンスにとって必要な客観性および透明性を確保するために、社外役員(社外取締役(監査等委員である社外取締役含む。))の独立性基準を定めております。東京証券取引所の要件を満たしており、社外役員が以下の項目に該当しない場合、当該社外役員は当社から独立性を有するものとしております。

- 当社および当社の子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者 1、またはその就任前の過去10年間ににおいても業務執行者であった者
- 当社グループを主要な取引先とする者 2またはその業務執行者
- 当社グループの主要な取引先 3またはその業務執行者
- 当社グループからの役員報酬以外に多額 4の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
- 当社グループの法定監査を行う監査法人に属する者
- 当社グループから一定額を超える寄附または助成 5を受けている者(当該寄附または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)
- 当社グループが借入を行っている主要な金融機関またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- 当社グループの主要株主または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- 当社グループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- 過去3年間ににおいて、上記2から10に該当していた者
- 上記1から11に該当する者(重要な地位にある者 6)の親近者

- 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者。(業務執行取締役のみならず、使用人を含む。)
- 当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先(直接の取引先、その親会社および子会社ならびに当該親会社の子会社からなる企業集団をいう。以下同様。)であり、直近事業年度の取引額が当該グループの年間売上高の2%以上の額を超える者。
- 当社グループがサービスを提供している取引先であり、直近事業年度の取引額が当該グループの年間売上高の2%以上の額を超える者。
- 当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。  
当該専門家が個人として当社グループに役務提供している場合は、当社グループから收受している対価(役員報酬除く。)が、過去3年事業年度平均で、年間10,000千円を超えるとき。  
当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、直近事業年度における当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるとき。
- 過去3事業年度の平均で年間1億円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附または助成をいう。
- 取締役(社外取締役を除く。)、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士等、その他同等の重要性を持つと客観的かつ合理的に判断されるもの。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、業績連動報酬制度や、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

・ストックオプション制度

付与対象者について、業績向上への意欲や士気を一層高めること目的として、ストックオプションを付与しております。

・譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2022年6月24日開催の第5回定時株主総会において、当社の常勤取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対し、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

なお、譲渡制限付株式報酬の概要は以下のとおりです。

譲渡制限付株式の割当および払込み

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額80,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とする。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定することとする。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内(ただし、譲渡制限付株式報酬制度の導入以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)とする。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとする。

a. 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

b. 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

c. 譲渡制限の解除

上記a.の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、上記b.に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記b.に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて(下記e.「業績条件不達成の場合の取扱い」を本割当契約に含める場合には、下記e.において定めた条件を踏まえて)合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

d. 組織再編等における取扱い

上記a.の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

e. 業績条件不達成の場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件を達成することができなかった場合、当社は、本割当株式の全部

または一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって当然に無償で取得する。

f. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

個別報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 1. 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は、取締役会の諮問機関として、過半数の委員を独立社外役員とする任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会において、役員報酬等の方針等について審議・検証することにより、独立社外役員の知見および助言を十分に活かすとともに、役員報酬等の内容およびその決定プロセスの客観性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図る。短期および中長期の業績との連動性を重視し、また、多様で優秀な人材を確保するために競争力のある報酬体系を絶えず追求することによって、取締役の企業業績および株価向上へ向けた行動を最大限に促進することで当社の持続的な価値の向上を図る。

#### 2. 役員報酬の決定方針

- (1) 業績および中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主の価値を共有する。
- (2) 競争力のある優秀な人材を確保・維持できる報酬水準および設計とする。
- (3) 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- (4) 株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任を果たせる透明性、公平性および合理性を重視した報酬体系とする。

#### 3. 役員報酬の決定プロセスおよび内容

役員報酬に関する決定プロセスの透明性および公正性を確保するために取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会(以下「本委員会」という。)を設置している。本委員会は社長および独立社外取締役2名で構成され、審議の客観性を確保し、役員報酬の方針、制度、算定方式および個人別の報酬内容等について、審議・答申を行うものとする。

取締役の報酬の具体的決定については、株主総会にて承認された報酬等限度額の範囲内で、当社の定める規定に基づいて算出した金額をもとに、本委員会において個人別報酬内容等を審議し、当該答申内容を踏まえて取締役会にて決定する。各監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会で協議する。

#### 4. 取締役の報酬体系および役職別の報酬構成

##### (1) 報酬体系

基本報酬(固定報酬、金銭): 経済情勢および当社の成長性等を勘案した報酬水準とし、各役割に応じた、月額固定報酬として支給する。

業績連動賞与(業績連動報酬[単年度]、金銭): 短期業績目標の達成に対する貢献度に応じて支給する。EBITDAの目標達成率により算出する。

株式報酬型(株式報酬RS[中長期]、株式): 株主との価値を共有することおよび取締役の株価への意識向上により、中長期の企業価値の向上に対するインセンティブとして支給する。

##### (2) 役職別報酬構成

取締役(監査等委員である取締役を除く。)

- ・基本報酬、業績連動賞与、株式報酬にて構成する。
- ・業績連動賞与ターゲット(目標100%達成時)は基本報酬の20%~50%(役位別)とし、0%~200%で変動。
- ・株式報酬は役位に応じて付与する株式数を設定する。

社外取締役

- ・独立性の観点から業績連動型報酬は支給せず、基本報酬のみを支給する。

当社の業種、業態または事業規模と類似する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、当該取締役の職責、貢献度等を勘案して決定する。

監査等委員である取締役

- ・監査を行う独立的な立場であることを鑑み、基本報酬のみを支給する。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは経営管理部および総務部にて行っております。併せて、常勤取締役が社外取締役との間で適宜情報交換を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名(うち、社外取締役3名)と監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)により構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。

### 2. 監査等委員会

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成され、監査等委員会を毎月1回開催しております。また、常勤の監査等委員は、常勤役員会等の重要な会議への参加を通じ、取締役の職務執行を監査するとともに、監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

### 3. 指名・報酬諮問委員会

当社は、2021年12月14日開催の取締役会において、取締役の指名の決定における客観性並びに役員報酬に関する決定プロセスの透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図るため、取締役会の任意の諮問委員会として指名・報酬諮問委員会の設置を決議し、2022年1月1日付で同委員会が発足いたしました。代表取締役社長湯浅哲哉を委員長として、社外取締役馬島薫、社外取締役(監査等委員)堀内雅生の3名で構成しております。本委員会では取締役の選任や代表取締役の選定、解職及び報酬額の原案等を決議し、当該内容を取締役会に答申することで、取締役の指名、報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保しております。

### 4. リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織しており、委員長は代表取締役社長、委員は常勤取締役及び当社子会社の社長で構成されております。また、同委員会は、原則として年2回及び必要に応じて開催し、リスクマネジメント及びコンプライアンスにかかる体制の構築及び推進を図るための検討、討議を行い、当社の信用度の向上及び企業目的に資することを目的として運営しております。

### 5. 常勤役員会

当社は、「常勤役員会規程」に基づき、業務執行機能の強化を図るため、常勤役員会を開催しております。常勤役員会は、代表取締役社長を含む常勤取締役及び執行役員で構成されており、原則として毎週1回予め定められた日時に開催しております。常勤役員会にて、決定した経営計画に基づいた重要事項を速やかに報告することで経営活動の効率化を図っており、また、各種業務の進捗管理、当社の経営課題の共有化及び討議、その他常勤役員相互の連絡・連携を行うことで、業務執行の効率化を図っております。

### 6. 監査室

当社は、代表取締役社長直轄の部署として監査の独立性を確保した監査室を設置しており、2名が専任担当者として全部門を対象に業務監査を計画的に実施しております。

### 7. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、適切な監査が実施されております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営判断の迅速性・効率性の向上とともに、経営の透明性、公正性を確保出来るようコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図っております。

社外取締役3名、監査等委員である社外取締役2名の計5名の社外取締役を選任することで、法令遵守のみならず、ステークホルダーとの適切な共同関係の維持や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土醸成に対するの社外の目による経営の監査・監督機能を強化しております。また、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため監査等委員会を設置しております。常勤監査等委員が、各種重要会議に出席し、監査等委員会において適宜適切に情報共有を行うとともに、監査室、会計監査人と連携を取り監査を行い、定期的に情報交換を行うことで業務運営が適切に行われていることを確認しております。

これらに加え、取締役会の諮問機関として、過半数の委員を独立役員とする任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会において、取締役の選任、代表取締役の選定、解職及び報酬額等について審議することにより、社外役員の知見及び助言を十分に活かすとともに、その決定に関する手続きの客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させております。

以上のことから、本体制を採用しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会 招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたり、集中日を回避して設定するよう留意します。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。
その他	当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。 また、参加型とはなりますが、バーチャル株主総会の実施により株主総会の活性化及び 議決権行使の円滑化に努めております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページ上に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算発表後に説明会を開催しております。今後も定期的に開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び年度決算発表後に説明会を開催しております。今後も定期的に開催する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社と連携し、海外投資家向けにスモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIRサイトを開設し、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は経営管理部とし、担当者を設置しています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は企業倫理規程において、事業活動全般について、高い倫理観を持って、会社のために忠実に行動すること、また、すべての法令ならびに会社の諸規程および規則を理解し、誠実に遵守するとともに、社会的良識をもって職務を遂行しなければならない旨を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページ上に掲載するとともに、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等をホームページ上に掲載しております。

その他

女性役員の登用  
当社の取締役14名の内、3名が女性です。

子育て支援制度  
当社は、育児休業の期間を最大で子が3歳の誕生日に達するまでとしております。(保育園の入園できない場合等の諸条件があります。)また、育児時間短縮勤務についても、子供が12歳になった次の4月1日までを対象期間とする等、社員の子育て支援に努めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。 )は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守して行動するため、「行動規範」を含む「企業理念」及び「企業倫理規程」をはじめとし、当社グループのコンプライアンス体制に係る規程を定め、これらを周知し徹底する。
- ロ. コンプライアンス体制の高度化をはかり、業務の健全性を確保するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、全社のコンプライアンス体制を推進するとともに、教育・研修等を継続的に実施する。
- ハ. 社長直轄の内部監査部門による監査を実施し、各部門及び当社子会社のコンプライアンス状況を社長に報告するとともに、体制の見直しを随時行う。
- ニ. 法令及び定款等の違反行為を未然に防止するとともに、違反行為が発生した場合に、迅速に情報を把握し対処するため、当社子会社も対象にした「内部通報制度規程」を定め、内部通報窓口を設置し運営する。
- ホ. 当社グループは、反社会的勢力を断固として排除・遮断するため、「反社会的勢力対策規程」を定め、管理部署が情報収集し、外部専門機関と連携し適正に対応する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会及び重要な会議の意思決定に関する記録並びに取締役の職務の執行に係る情報は、法令又は「文書管理規程」及び情報セキュリティ体制に係る規程等に基づき、文書又は電子的媒体(以下、文書等という)に適正に記録、保存又は廃棄する。
- ロ. 取締役が必要に応じて文書等を随時閲覧することができる体制を整備する。

当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループを対象とした「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて各部門及び当社子会社のリスクを特定し、各部門長が改善策の提案及びリスクマネジメントにかかる体制を構築することにより当社グループのリスクマネジメント体制の整備を推進する。
- ロ. 当社グループは、「情報セキュリティ基本方針」及び「個人情報・特定個人情報保護方針」を制定するとともに、情報管理及び個人情報の保護に関する規程等を整備し、経営情報及び個人情報等のリスク管理を推進する。また、当社はISMS及びプライバシーマーク等の認証を取得する。
- ハ. 内部監査部門において各部門及び当社子会社のリスクマネジメント状況を監査し、必要に応じてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会又は取締役会で損失を最小化するための対策を審議し決定する。
- ニ. 自然災害等の突発的な危機が発生した場合は、社長を災害対策統括責任者として緊急体制をとり、迅速かつ適切に対応する。

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループの目標及び業務執行の重要事項を定め、「組織規程」及び「稟議決裁規程」に基づき各部門及び当社子会社の責任を明確化し、また、常勤の取締役及び執行役員をメンバーとする常勤役員会で重要事項を速やかに報告することにより、意思決定の効率化を図る。
- ロ. ITの積極的な活用により、取締役会が業務執行の進捗状況を適時に把握することで、目標の達成の確立を高め、全社的な業務の効率化を実現する。

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及びその取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。 )からの独立性に関する事項並びに補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命し、その使用人は監査等委員会の指示により監査等委員会の職務を補助し、当該職務については監査等委員会以外の取締役の指示は受けない。
- ロ. 補助すべき使用人の任命、異動、人事評価等は、監査等委員会の意見を聴取し、これを尊重する。
- ハ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。 )は、補助すべき使用人が監査等委員会の職務の補助が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。 )及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びその他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、法定の事項に加え、「監査等委員会規程」に基づき、監査計画を策定し、当該計画に従って当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。 )及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人より報告を受ける。この報告には、内部通報制度による通報状況及びその内容も含む。
- ロ. 監査等委員は、常勤役員会等の業務執行に係る重要会議に出席し報告を受けるとともに監査等委員会の監査に必要な情報を得る。
- ハ. 内部監査部門は、内部監査計画を監査等委員会に提示し、監査結果等を適時に監査等委員会に報告する。
- ニ. 監査等委員会への報告を行った当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。 )及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。 )及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。また、「内部通報制度規程」に基づき、通報者に対し通報を理由として不当な取扱いを行うことを禁止する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る

#### 方針に関する事項

監査等委員会の監査の実効性を担保するため、必要な予算を設けるとともに、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会と社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ロ. 監査等委員会は、監査法人と定期的に協議を行う。
- ハ. 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換し連携を図る。
- ニ. 監査等委員は、業務の執行状況及び財務情報に係る重要情報を適時に閲覧できる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、地域住民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を排除するための基本方針を次の通り定めております。

- イ. 取引を含めた一切の関係を排除すること
- ロ. 組織として対応すること
- ハ. 外部の専門機関との連携を図ること
- ニ. 有事の際には法的対応を図ること
- ホ. 反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員への選任及び社員として雇用はしないこと

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- イ. 総務部門を主管部門とし、総務部門長は当社グループ内の反社会的勢力管理体制を管理しております。
- ロ. 総務部門は、反社会的勢力に関する情報収集、不当要求行為対策についての調査、研究については、恒常的に行い、外部機関と連携も含め対応するものとしております。
- ハ. 新規での取引を開始する際には、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。
- ニ. 取引先との契約を締結する際には、必ず暴力団等排除条項を契約書条文中に明記しなければならないこととしております。

### その他

#### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

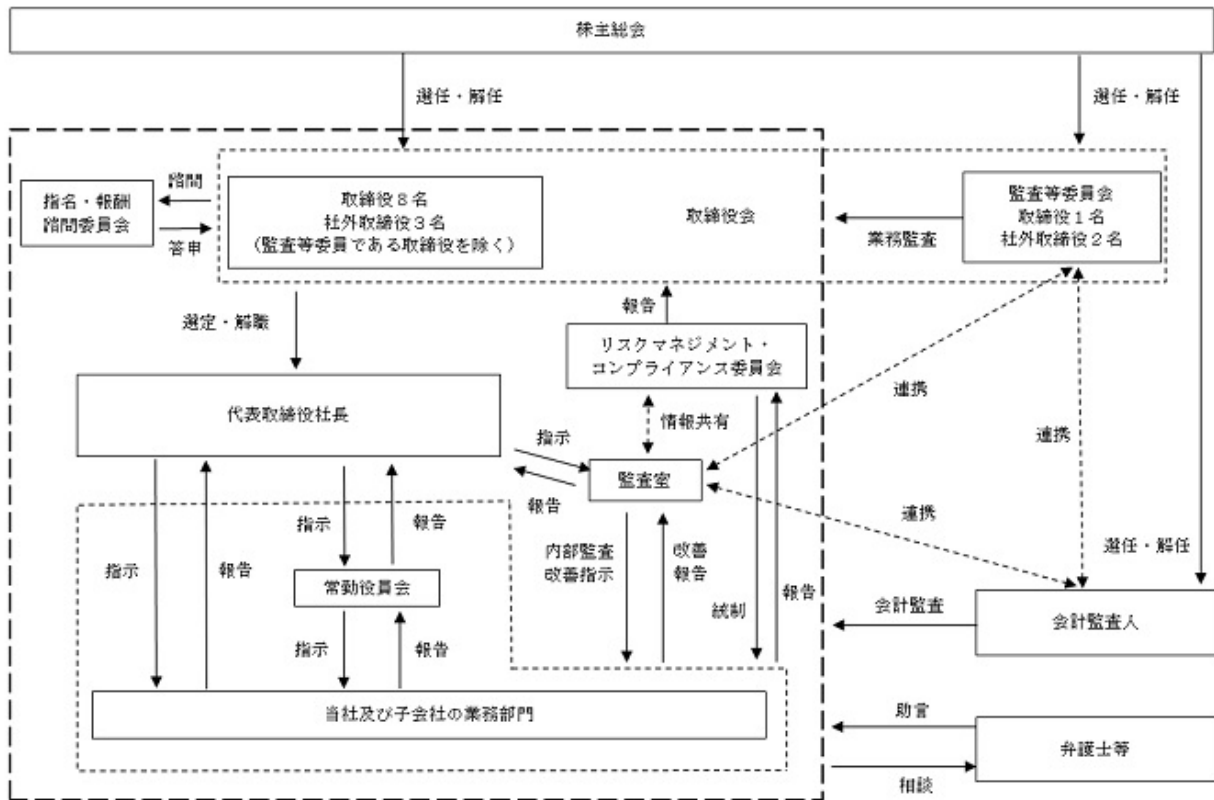
なし

該当項目に関する補足説明

#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付いたします。

【コーポレートガバナンス体制図】



【適時開示体制】

